

農薬販売の届け出に必要な書類 (令和3年2月15日改正)

1. 届出にあたっての留意事項
 - ①届出は次の3種類あります。
 - ・新規届：県内で新たに販売を開始する場合（新たに販売所を開設する場合も含まれます）
 - ・変更届：届出内容に変更が生じた場合
 - ・廃止届：販売を廃止した場合
 - ②届出は本店や本社だけでなく販売所ごとに提出してください。
 - ③届出は次の期日までに提出してください。
 - ・新規届は、販売開始日までに提出してください。
 - ・変更届は、その変更が発生した日から2週間以内に提出してください。
 - ・廃止届は、廃止した日から2週間以内に提出してください。
 - ④各届は1部を提出してください。
2. 記名押印及び署名の省略について
 - ①令和3年2月15日より、届出にあたっては記名押印及び署名は不要となり、「氏名または名称及び代表者名」（役職及び代表者氏名）の記入に変更します。
 - ②届出の際、担当者の氏名および連絡先（電話番号）を明記願います（別紙でも可）。
 - ③記名押印及び署名された届は、従来通り届出を受理します。
3. 届出用紙の記載方法（詳しくは記載例を参照してください）
 - ①住所：個人の場合は届出者の居住している住所を、法人の場合は登記簿謄本の住所を記入してください。
 - ②氏名：個人の場合は氏名、法人の場合は法人名及び代表者名を記入してください。
なお、氏名の下段に電話番号を付記してください。
 - ③販売所の所在地：販売所の住所に加えて販売所の名称、電話番号を記入してください。

届出の種類	農薬販売届		農薬販売廃止届	備 考
	新規	変更		
1. 県内で新規に農薬の販売を始めたとき	○			・ 添付書類は不要です。 ・ 届出者が個人から個人に変わった場合の廃止届の届出者は旧の届出者をお願いします。 （旧の届出者が死亡した場合も同様です）
2. 県内に新しく販売所を開設したとき	○			
3. 届出者が個人から法人に変わったとき 届出者が法人から個人に変わったとき	旧		○	
	新	○		
4. 届出者が個人から個人に変わったとき （個人商店等の代表者変更等の場合）	旧		○	
	新	○		
5. 販売所の場所が移転したとき	旧		○	
	新	○		
6. 届出者の場所が移転したとき（本社の移転等）		○		
7. 法人の名称が変わったとき		○		
8. 法人の代表者が変わったとき		○		
9. 届出者または販売所が移転せず、住居表示のみが変わったとき		○		
10. 販売所の名称が変わったとき		○		
11. 農薬の販売をやめるとき			○	所有している農薬販売届は廃棄して下さい。

4. 届出書の提出先

【郵送または対面での届出の場合】

〒521-1301

滋賀県近江八幡市安土町大中 516

滋賀県病虫害防除所 電話 0748-46-4926

【電子メールによる届出の場合】

メールアドレス：gc70@pref.shiga.lg.jp

★電子メールによる届出の場合、ファイル形式はPDFのみとします。

(記入例：新規届)

農薬販売(変更)届

〇〇年〇〇月〇〇日

滋賀県知事

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
滋賀県〇〇市〇〇町〇〇△△番地

氏 名 □□□□株式会社
代表取締役 〇〇 ××
(法人の場合にあっては、その名称および代表者の氏名)
(電話 〇〇〇〇-×××-△△△△)

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所の所在地

〒〇〇〇-〇〇〇〇
滋賀県〇市△△町□□××番地
□□□□株式会社 △△△△支店
電話 〇〇〇〇-×××-△△△△

備 考

記の「1 販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

(記入例：変更届)

農薬販売(変更)届

年 月 日

滋賀県知事

住 所

氏 名

(法人の場合にあっては、その名称および代表者の氏名)

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所の所在地

〒0000-0000
滋賀県〇市△△町□□××番地
□□□□株式会社 △△△△支店
電話 〇〇〇〇-×××-△△△△

2 変更事項

〇〇〇〇の変更
新) #####
旧) &&&&&&&&&

備 考

記の「1 販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

農薬販売（変更）届

年 月 日

滋賀県知事

住 所

氏 名

(法人の場合にあっては、その名称および代表者の氏名)

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所の所在地

備 考

記の「1 販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

